

2015年からの相続税増税に備える

個人保証と自社株の相続に注意を

来年1月から相続税が改正され、非課税枠が大幅に減少されます。相続税の課税対象が、全体の4%から倍増するという見方もあるほどです。中小企業でも、オーナー社長さんなら個人資産は1億～2億円は下らないでしょう。当然、課税の対象になりますし、税額が上がります。相続について真剣に考えるよい機会です。

まず、相続に関して見落とししやすいのが、資産ではなく会社の銀行借入れに対する個人保証の問題です。多くの社長さんは、会社の借入金の連帯保証人になっているケースが多いでしょう。この連帯保証債務は遺産分割の対象にならないため、社長が死亡すると、相続人に法定相続の割合で引き継がれてしまいます。奥様と後継社長の息子さん1人なら、半分ずつ引き継ぐということです。

相続後に、銀行と話し合って後継社長に債務を一本化することはできますが、担保になる十分な資産がない場合、一本化できないこともあります。

できれば、社長が亡くなる時点で借入金を返済し、家族に保証債務を相続しないようにしたい。そのためは、銀行借入残高の1.4倍程度を保障する生命保険に加入しておき、死亡時にその保険金で借入金を返済するように準備することです。ただし、生命保険に適度な保険料で加入できるのは50歳代まで。60代になると保険料が高くなり、70代では加入自体が難しくなります。既に高齢の場合は、死亡時に

借入金をできるだけ返済できるように、現預金を手厚く持っておくべきでしょう。

もう1つ大切なのは自社株の相続です。ある出版社の調査によると、オーナー社長の個人資産の内訳は、自宅土地が約47%、次いで自社株が約16%、現預金が約15%、それ以外は10%未満で自社株の占める割合はかなり大きいです。

会社が盤石で、将来も事業をやめたり、譲ったりしないと断言できるなら、納税猶予制度を活用するのがいいと思います。後継者の保有株と合わせて全体の3分の2までなら、自社株を後継者に一括贈与しても、贈与税が100%猶予される制度です。

ただ、会社の将来に不安がある、息子がいつまでも社長でいるか分からない、といった場合はお勧めしません。猶予は免税ではありません。5年間事業を続け、平均して8割の雇用を守る、自社株の保有はずっと継続するといった要件を満たさなくなった場合、猶予が取り消されて贈与税に加えて利子税までもがかかってしまうからです。

こうした一抹の不安がある場合は、オーナーのイスと経営を分離することをお勧めします。持株会社をつくって今持っている事業会社の株をそこへ移し、息子さんなどの相続人が持ち株会社の株を持つ方法です。これなら、事業会社の社長を誰（同族以外を含む）が務めても、自社株の相続問題は解決します。

具体的には、持株会社が社債を発行し、それをオーナー社長さんが自分の役員退職金を原資として引き受けます。その資金で事業会社の株を買います。持株会社の資本金は少額でいいので、相続人が出します。こうして相続人と表裏一体の持株会社が、事業会社の株を持つようになります。

家族に苦勞をさせないようにオーナーの権利を譲るのも、優れた社長の義務なのです。(談)

岩佐 孝彦(いわさ たかひこ)氏
○税理士、中小企業診断士。1969年、兵庫県生まれ。大阪市立大学を卒業後、マーケティングコンサルティング会社、会計事務所を経て独立。トップ財務プロジェクト／岩佐会計事務所代表取締役。百年企業の三代目経営者や金融資産1億円以上の富裕層がクライアントの8割以上を占める。著書多数。

